

第22期第32回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年6月18日（火） 14：00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 令和6年下期土石採取計画について（協議）

資料1

(2) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について
（協議）

資料2

(3) その他

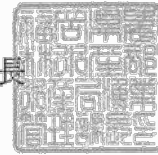
資料 1

(22-32 筑前漁調委)
(令和6年6月18日)

6 漁管第 5 0 6 号
令和 6 年 6 月 1 1 日

筑前海区漁業調整委員会
会 長 富 重 信 一 様

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長
(漁 業 調 整 係)



令和6年下期土石採取計画について（協議）

このことについて、令和6年6月6日付6港第357号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



令和6年下期土石採取計画について

令和6年下期土石採取計画量

単位:万m³

採取場所	漁業種別	数量種別	漁業種別												小計	合計	
			小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長閑張北	栗ノ上	栗ノ上西	赤染	柏原	岩屋	白鳥	白鳥西	遠賀沖			
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意計画	10.00	6.50	4.50	9.50	6.50	9.50	11.50							58.00	58.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画									0.40	1.30			8.30	10.00	10.00
合計	0	同意計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	2.23	22.50	22.50	12.03	181.59	181.59	

令和6年上期土石採取計画量(当初)

単位:万m³

採取場所	漁業種別	数量種別	漁業種別												小計	合計	
			小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長閑張北	栗ノ上	栗ノ上西	赤染	柏原	岩屋	白鳥	白鳥西	遠賀沖			
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意計画	12.00	7.00	4.50	9.50	7.00	10.00	13.00							63.00	63.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画									1.20	1.20			7.60	10.00	10.00
合計	0	同意計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	2.13	2.13	22.50	22.50	11.33	181.59	181.59	

令和5年下期土石採取計画量(当初)

単位:万m³

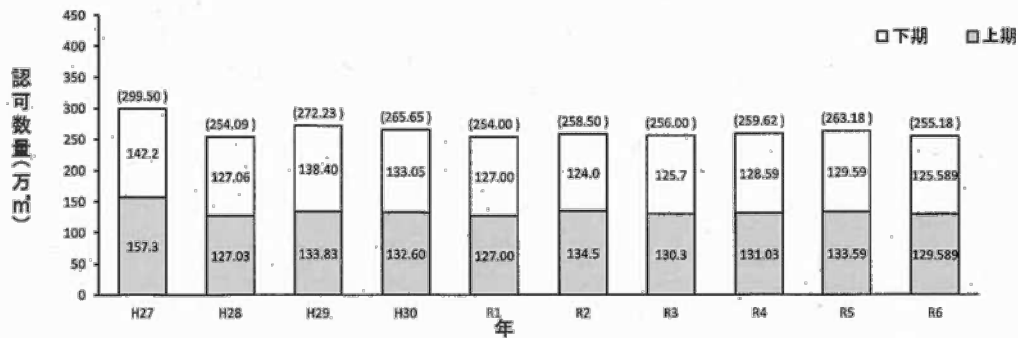
採取場所	漁業種別	数量種別	漁業種別												小計	合計	
			小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長閑張北	栗ノ上	栗ノ上西	赤染	柏原	岩屋	白鳥	白鳥西	遠賀沖			
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意計画	9.80	7.20	4.40	9.00	6.80	8.80	12.00							58.00	58.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画									0.40	1.00			8.60	10.00	10.00
合計	0	同意計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	1.93	22.50	22.50	12.33	181.59	181.59	

令和5年上期土石採取計画量(当初)

単位:万m³

採取場所	漁業種別	数量種別	漁業種別												小計	合計	
			小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長閑張北	栗ノ上	栗ノ上西	赤染	柏原	岩屋	白鳥	白鳥西	遠賀沖			
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意計画	10.00	7.50	4.50	9.50	7.00	9.00	12.50							60.00	60.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画									0.80	2.00			7.20	10.00	10.00
合計	0	同意計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.73	2.93	22.50	22.50	10.93	181.59	181.59	

土石採取認可数量の推移(過去10年間)



令和6年下期土石採取計画に係る関係漁業協同組合の同意状況

申請者	採取区域	同意書の添付（漁協・支所による同意書は●、漁業権管理委員会等の同意書は○）																		
		糸島地区		福岡・粕屋地区			宗像地区		遠賀地区		北九州地区									
		糸島漁協	福岡市漁協	福岡市漁協	博多湾漁業権管理委員会	新宮相島漁協	宗像漁協	遠賀漁協	ひびき灘漁協	北九州市漁協	ひびき灘漁協	警護9ヶ浦漁業代表者協議会								
唐津湾海区砂採取協同組合	小呂南西	●	●			●														
	烏帽子北	●	●			●														
博多海砂採取協業組合	小呂南西	●		○		●														
	烏帽子北	●				●														
	小呂南東	●		○		●														
	長間礁北	●		○		●														
	栗ノ上	●		○		●				●										
	栗ノ上西	●		○		●				●										
玄洋海砂採取販売協同組合	宗像					●						○								
	柏原											●		●						○
	岩屋											●		●						○
	遠賀沖											●		●						○
	柏原											●		●						○
北九州砂採取販売協同組合	岩屋											●		●						○
	白島												○							●
	白島西												○							●
	遠賀沖												●		●					○

資料 2

(22-32 筑前漁調委)
(令和6年6月18日)

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について

- ・今年度の九州ブロック会議は、福岡県で開催（令和6年10月29～30日予定）
- ・毎年、九州ブロック会議に議題を提案
- ・九州ブロック会議で承認後、全漁調連総会で採択されれば、国への要望に内容が盛り込まれる。

過去の提出議題（平成25年～令和5年）

年度	議題名	備考
H25	<ul style="list-style-type: none">・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて	<ul style="list-style-type: none">・日韓漁業協定に基づく相互入漁。※日韓両国間の民間協定である EEZ 内での操業トラブル防止策（ホットライン）が実施・福岡県沿岸において沖合漁業は周年操業、福岡県沿岸漁業は休漁期間を設定。
H26 ～29年	<ul style="list-style-type: none">・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船と韓国はえ縄漁船の操業秩序維持について・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	<ul style="list-style-type: none">・H28年5月以降、相互入漁なし。・福岡県沿岸において沖合漁業は周年操業、福岡県沿岸漁業は休漁期間を設定。
H30 ～R4年	<ul style="list-style-type: none">・日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	
R5	<ul style="list-style-type: none">・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	

R5	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな資源管理措置について (追加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源評価の精度向上 ・資源管理の実施に当たっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を得た上で、沿岸漁業の経営に十分配慮 ・遊漁者が資源管理に取り組む体制作り ・資源管理措置による減収に対する経営維持対策 ・TAC管理を導入した場合に関係者に理解を得ること。
----	---	---

「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

- ① 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連したものに絞り込む
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
- ② 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。
(有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。)
- ③ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

別紙様式 2

令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっておりますが、我が国 EEZ 内で韓国漁船の違反操業やトラブルが多発していました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場のため、相互入漁が再開された場合、再びトラブルが増加する可能性が高く、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。

つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

別紙様式 2

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

内容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域などは、本県の中核的な漁場がありますが、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域となっていることから、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。

さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、これら沿岸漁業と同じ魚種を対象とする大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域などでは大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

別紙様式 2

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

新たな資源管理措置について

国において示された資源管理の推進のための新たなロードマップでは、最新の科学的データをもとに資源評価を行い、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、漁獲可能量による管理をすすめることとされております。

新たな資源管理に取り組む必要があることは、漁業者も県も理解しておりますが、本県が属する九州をはじめとする西日本では、釣りや網など多くの漁業種類があり、その多くが小規模な沿岸漁業であることから、十分な合意が得られず、管理体制が整わない中で、資源管理の取組みが始まり、極端な漁獲制限をされれば、経営がなりたたなくなるのではといった不安や管理の実効性が確保できないのではないかとといった声がよく聞かれます。

また、国の資源評価の結果と現場での感覚との間にずれがあるといった意見や遊漁者に対しても一様に管理に取り組ませるべきといった意見もございます。

つきましては、今後の資源管理の実施にあたっては、次の点に留意して行うよう要望いたします。

- 1 資源評価の精度向上を図ること。
- 2 資源管理の実施にあたっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得るとともに、沿岸漁業の経営に配慮して行うこと。
- 3 遊漁者に対しても資源管理に取り組む体制を作ること。
- 4 資源管理措置により、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営維持のための対策を講じること。
- 5 **ステップ3への移行までに**、TAC管理を導入した場合の漁獲枠の配分方法、適切な管理期間、漁獲量の集計・管理方法などについて、具体的方針を示した上で、関係者の理解を得ること。